

諸報告資料

(令和元年門真市教育委員会第8回定例会)

門真市教育委員会

門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

門真市教育委員会

学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、学校および教育委員会において、原則持込禁止としてきました。平成31年3月27日に大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長より、登下校時や災害時の対応に係る「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」が通知され、学校または市町村教育委員会は、このガイドライン等を参考に、令和元年度中には登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童・生徒や保護者に周知するものと明記されました。門真市教育委員会では、この通知を受け、教職員・生徒会・PTA等からの意見も踏まえ、学校の取組の基本とすべき指針を「門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」として示します。

学校においてはこのガイドラインを踏まえて、児童・生徒や保護者および地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや、携帯電話の適切な使用に関する指導の充実等について、各学校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン

1. 学校における携帯電話の持込みの原則禁止について

①携帯電話は、小・中学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への持込みについては、原則禁止とします。ただし家庭において、携帯電話を登下校時における緊急の連絡手段とせざるを得ないと判断した場合や、その他やむを得ない場合に限り、保護者は校長に対し、児童・生徒の携帯電話の学校への持込みの許可を申請することができます。その申請に対し、校長は持込みの理由について確認し、やむを得ないと判断した場合に限り持込みを認めるものとします。

②持込みを許可した場合には、学校は事前に、携帯電話の取扱いに関するルールについて保護者へ説明します。保護者は家庭において、児童・生徒に携帯電話の取扱いに関するルールについて指導を行います。児童・生徒や保護者はルールを遵守し、違反があった際には、学校が携帯電話を預かり、保護者へ直接返却することや、携帯電話の学校への持込みを、一時的に、または長期にわたって制限する等の措置をとることに同意します。

- ③持込みを認められた児童・生徒は、携帯電話を校内で使用することはできません。学校は、携帯電話を登校時に一時的に預かり、下校時に返却する等、学校での教育活動に支障がないよう配慮します。児童・生徒は、学校の指示に従い、校内において携帯電話を使用しません。
- ④持込みを認められた保護者は、学校と協力して児童・生徒に対して携帯電話の使い方について指導することに同意し、同意確認書に記載された項目を児童・生徒と確認しながら作成します。保護者は、全ての項目にチェックのついた同意確認書を、校長に提出します。

2. 学校や家庭における携帯電話の適切な使い方に関する指導について

- ①学校において、携帯電話の適切な使い方に関し、ネット依存やSNSを介したいじめやトラブル、盗撮や自画撮り被害から児童・生徒を守るとともに、犯罪被害からの防止と適切な対処だけでなく、よりよい人間関係の築き方等の指導について、全ての児童・生徒に対しより一層の充実に努めるものとします。
- ②家庭において、携帯電話を児童・生徒に持たせるかどうかに関し、まずは保護者がその利便性や危険性について十分理解した上で、その必要性を判断します。携帯電話を持たせる場合には、保護者として、その利用に関するルールづくりや、児童・生徒の利用状況を把握します。そして学校や地域と連携し、児童・生徒が被害に合わないような体制づくりの充実に努めるものとします。

保護者様

門真市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

門真市立〇〇学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。登下校時における緊急の連絡手段やその他やむを得ない事情により、保護者の責任のもと、児童・生徒の携帯電話の学校への持込みの許可を申請する場合は、下の同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。（切り取らずにそのままご提出ください。）

門真市立〇〇学校長 様

年 月 日

門真市立〇〇学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、携帯電話の学校への持込みの許可を申請するため、同意書を提出します。

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は携帯電話の学校への持込みの許可をすることはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	子ども ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時等の緊急の場合以外では携帯電話を使用しません。		
2	校内において、学校の指示に従い、携帯電話を使用しません。		
3	携帯電話の学校への持込みについて、学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却し、一時的又は長期的に制限する等の学校の指導に従います。		
4	携帯電話を使用する等問題行動が生じた場合、学校は責任を負わず、保護者の責任とします。		
5	災害時等の緊急の場合以外では保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
6	携帯電話の適切な使用について、家庭でルールを共有し、適切に管理します。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定するなど、不適切な使用を家庭で防ぎます。		
8	パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を家庭で防ぎます。		
9	本校における携帯電話の保管方法は〇〇とします。保管に伴う携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等について、学校は責任を負わず、保護者の責任とします。		

*この同意書の有効期限は、提出日からその年度の3月末までとします。

___年___組___番

氏名_____ 保護者氏名_____ 印

令和元年度 「小学生の主張」 発表会

1. 開催日時

令和元年12月1日(日) 午後1時から

2. 会場

門真市南部市民センター 多目的ホール

3. 応募数・選考通過者数 (人)

	小学4年生の部	小学5年生の部	小学6年生の部
応募	321	471	514
一次審査通過者	28	55	53
二次審査通過者	9	13	10
三次審査通過者	4	4	4

4. 発表会審査結果

◆最優秀賞

部門	題名	氏名	学校名
小学4年生の部	どうして両親はスマホをダメって言うのか	庄内 心々	二島小
小学5年生の部	「和」を忘れずに	稲生 幸里	砂子小
小学6年生の部	「食品ロス」してませんか?	川添 綺華	沖小

◆優秀賞

部門	題名	氏名	学校名
小学4年生の部	ぼくもこうなりたい!	藤原 寿真	東小
	しんぞう病について	戎 悠斗	東小
	ミラちゃんとララちゃんについて	玉城 純連	門真みらい小
小学5年生の部	努力はうそをつかない	江尻 文花	二島小
	少林寺拳法との出会い	大橋 諒也	古川橋小
	地域とのつながりを考えて	成尾 啓介	速見小
小学6年生の部	私が大切に思うもの	石田 あぐり	門真小
	世界中の子どもたち	安田 葵	速見小
	宿題	西村 翔太郎	門真みらい小

「門真市公立園の最適化について」

答 申 書

令和元年 12 月

門真市公立園最適化検討委員会

1. はじめに

令和元年6月5日、門真市公立園最適化検討委員会は門真市長より「門真市公立園の最適化について」の諮問を受け、諮問事項1「今後の本市における公立園の担うべき役割について」、諮問事項2「教育・保育の適正な提供体制等について」の2項目について意見を求められた。

当委員会では公立園の最適化の定義を単にスケールを適正とするだけでなく、門真市全体の教育・保育の質を向上させるものであると見定め、合計6回に渡り議論を重ねた。

会議において、事務局より示された門真市の就学前教育・保育を取り巻く現状等や門真市の最適化にかかる考え方に対し、委員それぞれの立場から出された多様な意見を取りまとめ、ここに提言として答申する。

2. 門真市の現状と課題

平成27年4月に幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的に子ども・子育て支援新制度が開始された。

それに伴い、門真市においても「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、小規模保育事業所等の整備を進め、平成31年4月時点では待機児童の解消に至った他、公立・私立園関係者等の公民協働により「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定、門真市保健福祉センター内へ地域子育て支援拠点である「地域子育て支援センター ひよこる〜む」を開設するなど、教育・保育の適正な提供体制を確保するための取組が進められてきた。

一方で、近年の人口減少や少子化により就学前児童人口の減少が顕著となるに伴い、幼稚園や小規模保育施設においては定員に対し、在園児が少ない状況が生じており、特に、公立の大和田幼稚園においては定員130名に対し、在園児が50名程度と定員を大幅に割り込んでいる状況にある。

また、平成30年4月に開園した砂子みなみこども園を除く、上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園の3園は、いずれもが園舎の建設から40年以上経過している。上野口保育園、大和田幼稚園においては耐震性能の確保はできてい

るものの、老朽化が進んでおり、浜町保育園においては施設の状態により耐震工事ができず、仮設園舎で保育を行っているため、在園する児童に安全・安心な教育・保育を提供できる場を確保するためにも、早急な対応が必要な状況にある。

今後も就学前児童人口の減少が続くと想定されることや、砂子みなみこども園を除く公立園3園の施設の現状、その他、社会情勢の変化の中で多様化する保育ニーズなど、より良い教育・保育環境を整えるうえでの諸課題への対応が求められる。

3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について

公立園の担うべき役割においては、門真市から示された3つの役割を中心に議論を進めた。議論の中では、門真市が示した役割以外にも言及があり、その内容も含め、次のとおり意見を取りまとめた。

今後、公立園の取組が市内の就学前教育・保育施設の取組にも大きく影響を与えるものであるとしたうえで、先導的な役割等を果たされたい。

①門真市就学前教育・保育共通カリキュラムに基づく教育・保育実践の先導的な役割

門真市のすべての就学前教育・保育施設が育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践するため、その指針を示した門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを公私双方の就学前教育・保育施設関係者の協働により策定したことは評価すべき点である。しかしながら、カリキュラムの実践に向けた取組として各施設が実践した内容の報告会を実施しているものの、個人又は施設によりカリキュラムに対する意識に差異が見受けられるため、すべての就学前教育・保育施設が門真市のめざす子ども像を十分に共有するための取組を進める必要がある。

今後は、市全体の教育・保育の質の向上を図るためにも、公立園が地域の中核としてコーディネーターとなり、市内各園の教育・保育の内容の公開や研究会、研修会を実施及びその内容をフィードバックするなどし、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムのさらなる浸透に努められたい。

また、公立園がコーディネーターとしての資質を備えるためにも、様々な研修の受講などにより、職員一人ひとりの教育・保育の推進に係る専門的資質や能力の向上に取り組まれない。

②地域子育て支援を実施する拠点の1つとしての役割

従来は公立園が子育て支援拠点の役割を担っていたが、教育・保育提供区域として設定している国道163号を境とした南北地域に1カ所ずつ地域子育て支援拠点が設置されていること、認定こども園においては地域子育て支援への取組が義務化されていること、私立保育所・幼稚園などにおいても地域子育て支援の取組が推進されていることから、公立園のみが地域子育て支援を実施する施設であるとは言えなくなっている。

しかしながら、私立園では対応が難しい子育て支援への取組を進める他、市の子育て支援施策の周知や支援を必要とする保護者を関係機関につなぐための窓口となるなど、子育て世帯の負担軽減を図る役割を果たすことは、依然として公立園に求められるものである。

今後は、地域の親子に対する交流や相談の場の確保など、拠点施設としての機能は残しつつ、地域のニーズを把握したうえで、私立園での対応が難しい子育て支援施策を実施するなど、就労形態の変化や核家族化などにより多様化する教育・保育ニーズへの積極的な対応に努められたい。また、子育て支援にかかる情報の提供や子育て相談等にも継続して取り組むなど、様々な方策により子育て世帯の負担軽減に取り組まれない。

③適切な対応や配慮を必要とする障がい児保育などを充実させるための先導的な役割

適切な対応や配慮を必要とする障がい児への保育においては、公立園と私立園とで本来、その役割は異なるものではなく、どの施設においても障がい児を含むすべての子どもに教育・保育を提供できる体制を整えることが必要である。

しかしながら、現状では保育士の採用が困難な状況などにより、私立園では加配での対応が難しい園があることや、公立園においては公立施設であることも発達支援センターの利用者の見学を毎年受け入れており、私立園よりも比較

的多くの見学者を受け入れていることなどから、1施設あたりの障がい児の受入人数は公立園の方が多傾向にあり、公立園がセーフティネットの役割を担っていると言える。

公立園では、幼稚園教諭や保育士の加配などにより対応しているが、近年、発達障がいや配慮を必要とする子どもが増加傾向にあると言われていることから、今後は、私立園においてもより障がい児を受け入れやすい体制が構築されることが望ましい。

そのためにも、障がい児の受け入れにかかる補助制度の見直しの検討や、公立園が今までに多くの障がい児を教育・保育する中で培ってきた経験の共有等を進められたい。また、子どもたちが専門職による適切な支援を受けやすい体制を構築するため、民間施設との連携をより深めていくなど、市全体の障がい児教育・保育の質を向上するための先導的な役割を果たされたい。

④公立園が果たすべきその他の役割

これまでは利用者のニーズに応えるため、各施設の工夫により、教育・保育の質の向上が図られてきた。しかしながら、各就学前教育・保育施設の取組や小学校の指導方法には差異があることなどから、育ちや学びの連続性・一貫性を図ることが課題となっている。

この課題の解決には、市内の就学前教育・保育施設がそれぞれの取組について意見交換をする、就学前教育・保育施設と小学校が相互の取組や指導方法を理解するなどが必要とされるが、市内の公立園と私立園、または保育所・幼稚園と小学校との交流については施設により対応が様々であり、交流が行われている部分はあるものの、すべての施設が積極的に交流をしているわけではない。

今後は、私立園に先んじて公立園が小学校や様々な施設との交流を進めることで、各施設の交流への意識を高め、また、その内容を研修会、研究会などにより共有し、すべての施設が他施設との積極的な交流に取り組みやすい環境が築かれるよう尽力されたい。

4. 教育・保育の適正な提供体制等について

教育・保育の適正な提供体制を検討するにあたり、門真市では平成27年に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」において、教育や保育の提供体制の確保方策を定めるための地理的単位である「教育・保育提供区域」として、市域を国道163号により南北に区割した2区域と設定している。

南部に設置している公立園は平成30年4月に開設した砂子みなみこども園の1園であるため、北部に設置している上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園の3園について現状を確認し、今後の方針を検討した。

①各施設及び北部地域の現状について

浜町保育園においては施設の状況により耐震工事ができず、仮設園舎での保育にて対応している。仮設園舎の利用は時限的な措置であるため、園庭や園舎の設備改善に取り組むことが難しく、保育の質や環境を向上しづらい状況にあることから、早急に今後の方針を決定する必要がある。

大和田幼稚園においては、定員130名に対し、在園児が50名程度と定員を大幅に割り込んでいる状況にあり、今後もさらに在園児が減少することが予想される。1園あたりの園児数が少なすぎると、行える行事が限定されたり、多くの子ども同士が触れ合いながら人間関係を築き、コミュニケーション能力を向上させたりすることが難しくなると考えられ、子ども達が相互に関わり合う中で成長していく集団としては適正な規模と言えない状況になりつつある。また、障がい児が、在園児全体の3分の1とその割合が非常に高いものとなっている。

上野口保育園においては、施設の一部が都市計画道路に含まれており、今後、施設整備を進める際に同規模での整備は困難な状況にある。

さらには、3園のいずれもが建設から40年以上経過しており、設備の老朽化が進んでいる。

いずれの施設においても解決すべき課題があり、在園する児童がより良い環境で教育・保育を受けることができるよう、改善に向けた対応を進めるべき状況にある。

最後に、教育・保育提供区域の北部地域全体において、公立・私立園ともに現在の利用定員数を維持すると、5年後には地域内の就学前教育・保育施設の利用希望者数が総利用定員数を約300人下回ると推計されている。市内の就学前教育・保育施設の在園児数が減少し、定員を割り込んでいくことが予想されることから教育・保育の適正な提供体制を整備する上で、その影響について十分考慮する必要がある。

②今後の方針について

まず、浜町保育園においては、仮設園舎での保育が時限的なものであり、施設環境をより保育に適したものと改善することが難しいなど、最適な保育環境であるとは言い難く、今後の方針を早期に決定し、対応を進める必要がある。

市の財政が厳しく、公立園として新しい園舎を整備することが難しい状況にあることや、今後の北部地域における就学前児童人口の推移を考慮すると、その方針としては定員規模を現在の浜町保育園より縮小しての民営化や他公立園との統廃合が選択肢として挙げられる。

いずれを方針とするかは、今後地域の就学前児童人口の更なる減少が想定されていることや、地域の実情、民営化した際の在園児への影響、経営することとなる法人の負担、統合した際の周辺地域への影響などを勘案し、総合的な見地から決定されたい。

次に、上野口保育園、大和田幼稚園においては、園舎の老朽化、園児数の減少、再整備の際に現在と同規模の施設としての整備が困難であるなど、課題が多く、今後の対応を検討しなければならない状況にある。より良い教育・保育を提供する体制を確保するため、施設形態の見直しを含め、施設の再編・再整備の方針について検討を進められたい。

なお、施設形態の見直しを検討する際は、家族形態の変化や共働き世帯の増加などの社会情勢の変化により、柔軟な子どもの受け入れに対するニーズが高まっていることを考慮し、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、子どもを受け入れることができる認定こども園が適しているのではないかと意見があったことを申し添えておく。

最後に、就学前教育・保育施設の利用希望者数が総利用定員数を大幅に下回ることは、就学前教育・保育施設の運営を逼迫させるほか、教育・保育の適正な提供の妨げとなりかねないことから、喫緊に対応すべき課題であると認識し、公立・私立園の共存・共栄のためにも、公立園の再編を進める際は、将来にわたる就学前児童人口の変化や市内各施設の状況を見定め、その方針を決定されたい。

5. 公立園の最適化を進めるにあたり留意すべき事項について

公立園の最適化を進めるにあたり、これまでの内容のほか、次のとおり意見があったことにご留意いただきたい。

- ・ 門真市の人口減少に伴い、就学前児童人口の減少も顕著であり、ここ数年間で児童数が半分となった地域も見受けられる。この度、公立園の果たすべき役割や教育・保育の適正な提供体制について議論を深めてきたが、それらの方策だけでなく合わせて人口を増やすための施策にも取り組むことが望ましい。子育て世帯が住みやすく、子育てしやすいまちとする施策を進めると同時に、人口の流出を食い止め、流入を促すために市全体の魅力を向上するための取組の実施も併せて検討されたい。
- ・ 公立園の最適化のみならず、就学前児童の教育・保育で第一に考えるべきは児童が安全に安心して生活できる場を提供することである。幼少期における環境や体験が児童の成長の根幹を成すものと認識したうえで、今後の公立園のあり方について検討を進められたい。特に、公立園を再編する際は、児童を取り巻く環境の変化による影響に十分配慮されたい。
- ・ 教育・保育の提供においては、公立園が様々な役割を担っているが、私立園においても就学前教育・保育共通カリキュラムを基本とした特色ある教育・保育プログラムの実施やスピード感のある柔軟な対応、地域子育て支援の取組の推進などにより、良質な教育・保育を提供されていることにも着目し、公立園に求められる役割についても民間との連携を深め、地域全体で果たしていくことが望ましいと考える。

6. 結びに

本答申を取りまとめるにあたり、本委員会では事務局より示された公立園のあり方や教育・保育の適正な提供体制のほか、門真市の現状と課題、視察した施設についてなど、多岐に渡る内容について意見を出し、議論を深めてきた。

門真市においては、将来の門真を担う子ども達が健やかに成長できる環境を実現するため、市民の十分な理解を求めつつ、本答申に基づき、就学前教育・保育及び子育て支援をより一層充実・発展させるための施策を講じられるよう切に要望する。

